

「第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正」に関する提出意見
(意見募集期間:令和7年1月22日(水)~同年2月20日(木))

意見提出者一覧

計3件(法人等:2件、個人:1件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人A
2	株式会社NTTドコモ
3	ソフトバンク株式会社

該当箇所	御意見
—	<p>対応すべきと考えます。</p> <p>(個人 A)</p>
別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式(第5条及び第10条関係)	<p>本改正は、接続料の算定等に関する研究会におけるモバイル接続料費用配賦見直し及びその検証結果を踏まえ、必要な規定整備であると理解しております。</p> <p>本取り組みは、接続料算定の適正性向上に資するものと認識しており、賛同するとともに取り組みに感謝申し上げます。</p> <p>(株式会社NTTドコモ)</p>
「第二種指定電気通信設備接続会計規則」の一部を改正する省令案に対して	<p>当社は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(以下「本規則」という)の改定を踏まえ、令和6年度接続会計から適切に対応していく所存です。そのうえで当社見解を以下のとおり示します。</p> <p>本規則の改正の目的は、第91回接続料の算定等に関する研究会(令和6年12月24日)の資料91-1に記載のとおり、接続料算定の透明性の更なる向上を図ることと認識しています。一方、昨年度に引き続き、同等の目的にて、接続会計を届出する際の様式において項目等の追加が行われており(令和5年12月に実施された改正により、別表第五及び別表第六が追加)、事業者の負担も増加しています。</p> <p>よって、総務省殿においては、透明性確保と事業者負担とのバランスを考慮いただき、例えば、経年で大きな変動が見られない項目がある又は接続料水準に大きな変動がない場合は、様式における、項目の簡素化、記載の省略化、あるいは項目の削除といった見直しを適宜柔軟に行っていただくことを要望します。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>

以上